

公衆電話機能における事業法110条に規定する負担金に係る加算料の算定根拠

(2020年度の適用料金)

1. 料金額

区分	料金額
公衆電話発信機能に係る加算料 (円/秒)	0.00098870
デジタル公衆電話発信機能に係る加算料 (円/秒)	0.00071516

2. 料金額の算定根拠

	公衆電話発信機能	デジタル公衆電話 発信機能
① 2019年度の各機能に係る電気通信番号数 (2019年度末×12ヶ月) (台)	1,115,040	310,524
(a) 下記以外 (台)	521,376	310,524
(b) 特設公衆電話台数 (台)	593,664	0
② 合算番号単価 (2019年度末時点適用分) (円)	2	2
③ 各機能における事業法110条に規定する 負担金の額 ((a) + (b-2)) (円)	1,623,054	1,228,074
(a) (b)以外に係る負担金の額(①(a)×②) (円)	1,042,752	621,048
(b-1) 特設公衆電話に係る負担金の額(①(b)×②) (円)	1,187,328	0
(b-2) 特設公衆電話に係る負担金の額 (b-1)について、公衆電話発信機能とデジタル公 衆電話発信機能の間の負担割合を④の比率で按分。) (円)	580,302	607,026
④ 2019年度の算定対象需要実績 (千時間)	456	477
⑤ 1秒当り料金額 (③/④) (円/秒)	0.00098870	0.00071516

※番号単価は基礎的電気通信役務支援機関の公表値